

専門調査会の改編及び専門委員の改選について（案）

1 専門調査会について

(1) 専門調査会の改編について

食品安全委員会には、食品安全委員会専門調査会運営規程（平成15年7月9日食品安全委員会決定）により、現在、16専門調査会が設置されている。

各専門調査会は、それぞれの所掌について、引き続き調査審議を要するが、評価案件の多様化や評価件数の増加等により、各専門調査会は従前にもまして円滑な運営が不可欠となっている。

このため、より効率的かつ機動的な調査審議を進める観点から、複数の専門調査会に共通の調査審議を要する事項が多数を占める専門調査会を統合することとし、専門調査会の改編を行う。

なお、実際の専門調査会の運営に当たっては、これまでも、部会方式の導入等、円滑な調査審議のための工夫を凝らしてきたが、引き続き、効率的かつ機動的な調査審議の推進に努める。

| 今 後 | | 現 行 | |
|-----|-------------------|-----|-----------|
| 1 | 企画専門調査会 | | 同 左 |
| 2 | リスクコミュニケーション専門調査会 | | 同 左 |
| 3 | 緊急時対応専門調査会 | | 同 左 |
| 4 | 添加物専門調査会 | | 同 左 |
| 5 | 農薬専門調査会 | | 同 左 |
| 6 | 動物用医薬品専門調査会 | | 同 左 |
| 7 | 器具・容器包装専門調査会 | | 同 左 |
| 8 | 化学物質・汚染物質専門調査会 | | 化学物質専門調査会 |
| | | | 汚染物質専門調査会 |
| 9 | 微生物・ウイルス専門調査会 | | 微生物専門調査会 |
| | | | ウイルス専門調査会 |
| 10 | プリオン専門調査会 | | 同 左 |
| 11 | かび毒・自然毒等専門調査会 | | 同 左 |
| 12 | 遺伝子組換え食品等専門調査会 | | 同 左 |
| 13 | 新開発食品専門調査会 | | 同 左 |
| 14 | 肥料・飼料等専門調査会 | | 同 左 |

注> 専門委員数については専門委員の改選に係る具体的な検討の中で別途調整する。

(2) 専門調査会の改編の時期について

専門調査会の改編は、専門委員の改選に併せ、平成19年10月1日とする。

なお、改編に伴い、食品安全委員会専門調査会運営規程については、所要の改正を行う。

2 専門委員について

(1) 改選の基本的な考え方

現在の食品安全委員会専門委員のうち、農薬専門調査会及びプリオン専門調査会を除く専門調査会に所属する者は、その多くが平成19年9月30日をもって任期満了を迎える。（農薬専門調査会及びプリオン専門調査会に所属する者の多くは平成20年3月31日をもって満了）

このため、農薬専門調査会及びプリオン専門調査会を除く他の専門調査会については、平成19年10月1日付けをもって専門委員の改選を行う。

(2) 任期について

内閣府においては、大臣官房人事課長通知（平成16年8月30日）により、原則2年の任期を付して専門委員等の任用を行うこととしていることから、この方針に従って、今回も2年の任期を付すこととする。

なお、任期途中で交替した場合には、前任者の残任期間とする。

(3) 改選時の留意事項（専門委員の選任に当たっての一般的な原則）

- ① 府省出身者（行政官を対象とし、研究者は含まない。）は、原則として専門委員に選任しない。
- ② 70歳以上の者は、原則として専門委員に選任しない。
- ③ 女性専門委員の割合「30%」を達成するよう努める。
- ④ リスク管理機関に設置された食品安全委員会と密接な関係を有する審議会等の委員、臨時委員、専門委員を兼職しないことが望ましい。

食品安全基本法（平成15年5月23日法律第48号）（抄）

（専門委員）

- 第36条 委員会に、専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置くことができる。
- 2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。
 - 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
 - 4 専門委員は、非常勤とする。